



認定こども園制度について



子ども部子育て支援課
子ども政策室





012保育ルームと預かり保育



年 齢



0歳



1歳



2歳



3歳

4歳



5歳



時 間



0 1 2 保育ルーム

(7 : 30 ~ 18 : 30)

幼 稚 園
(通常時間)

預かり保育
(保育時間外)

012保育ルーム（認可外保育施設）について

◆概要

市内私立幼稚園および認可外保育施設等を市が012保育ルームとして認定し、保育を必要とする3歳未満の乳幼児の保育を行う。

◆入所条件

古河市内に住所を有する乳幼児であり、保育所入所条件を満たしている、または1月あたり保護者の保育を受けることができない時間が64時間以上ある、満3歳未満の児童（満2歳の児童で年度途中で年齢が上がる場合は当該年度末まで入所可能）

◆補助事業実績

平成24年度決算額	50,240千円
月平均額	4,186千円
施設平均額	5,582千円

◆備考

施設により、実施時間、定員、料金等に違いあり。

◆実施施設

施設名	所在地
総和第一幼稚園	下大野853-2
三田幼稚園	上辺見931-1
しらうめ学園（休園中）	釈迦1021-2
しらゆり幼稚園	東山田2010-2
ルリ幼稚園	諸川342-3
こまごめ幼稚園	駒込922-16
ゆりかご幼稚園	古河697-8
晃陽学園	雷電町2 - 36
古河白梅幼稚園	大山1521-3



古河市よりお知らせ

保育ルームすくすく
（所在地：古河市下山町10-7）
26年1月より、
古河市012保育ルームとして認定

■ 預かり保育について



◆概要

幼稚園の通常の教育時間の前後に、同じ幼稚園の中で、保護者が勤務している等の理由により、教育時間外に在園児を保育するサービス。夏休みにも実施。

◆利用対象・条件

保護者の勤務（パート等）、職業訓練、出産、病気療養、介護・看護、冠婚葬祭、災害、事故、育児疲れの解消（趣味・生涯学習活動）等により、教育時間外での保育が必要となる場合

【利用対象】当該幼稚園在園児

◆実施施設

全19園

◆備考

施設により、実施時間・定員・対象年齢・料金等に違いあり。

◆補助事業概要

前述19園のうち、古河市預かり保育支援事業実施要綱第3条の事業内容の要件に沿う園に対しては、年間で50万円を限度とした事業補助を実施している。

◆補助事業実績

平成24年度決算額	5,500千円
（補助対象＝11園）	



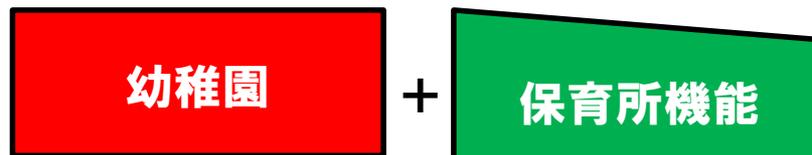


■ 認定こども園の類型

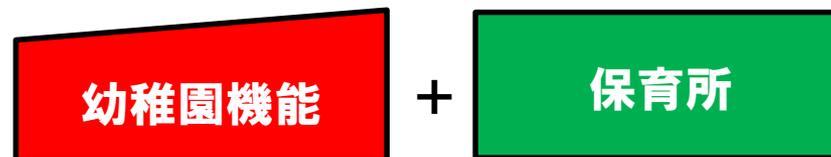
幼保連携型



幼稚園型



保育所型



幼保連携型認定こども園

- ① 保育所の新設
 - ・対象幼児年齢の範囲及び定員
(0～2歳対象か、0～5歳対象か)
 - ・認可を受ける場合、保育所設置認可申請を開設約3カ月前に行う。
- ② 幼稚園の定員減が必要な場合
 - ・認可を受ける場合、9月末と3月末の年2回の審議会開催

幼稚園型認定こども園

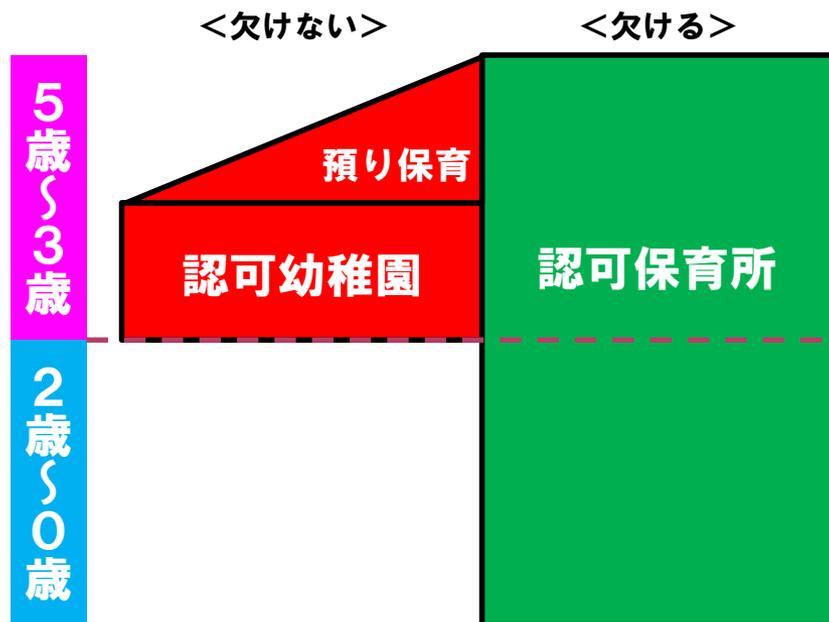
- ① 保護者の要望に応じて、預かり保育を含めて、8時間の在園時間を確保できること。
 - ※ 預かり保育時間には、保育士免許保持者の在園が必要
- ② 長期休業日等にも、預かり保育を実施できる体制を取れることが前提。
 - ※ 実施日を制限することなく、需要に応じて預かり保育を実施できる体制を取れることが前提
- ③ 園児以外の地域に対し、子育て支援事業を実施していること(園庭解放・親子登園等)。



■ 現行制度の認定こども園の類型（1）

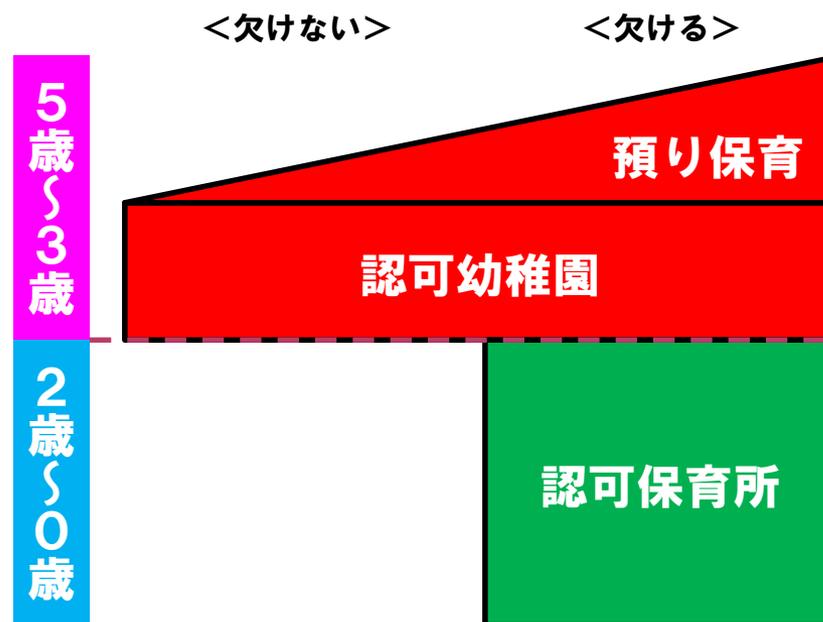
1. 幼保連携型認定こども園

並列型



幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

接続型



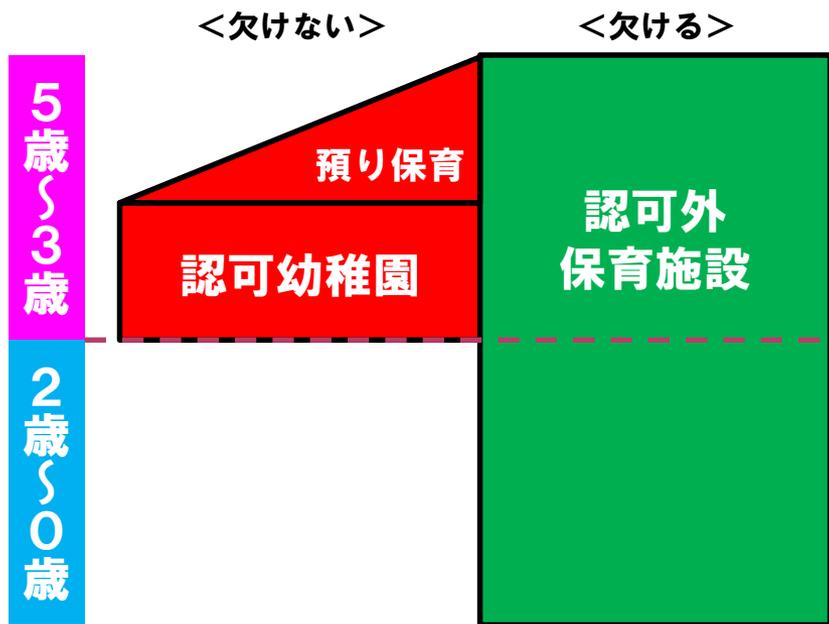
幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。



■ 現行制度の認定こども園の類型（2）

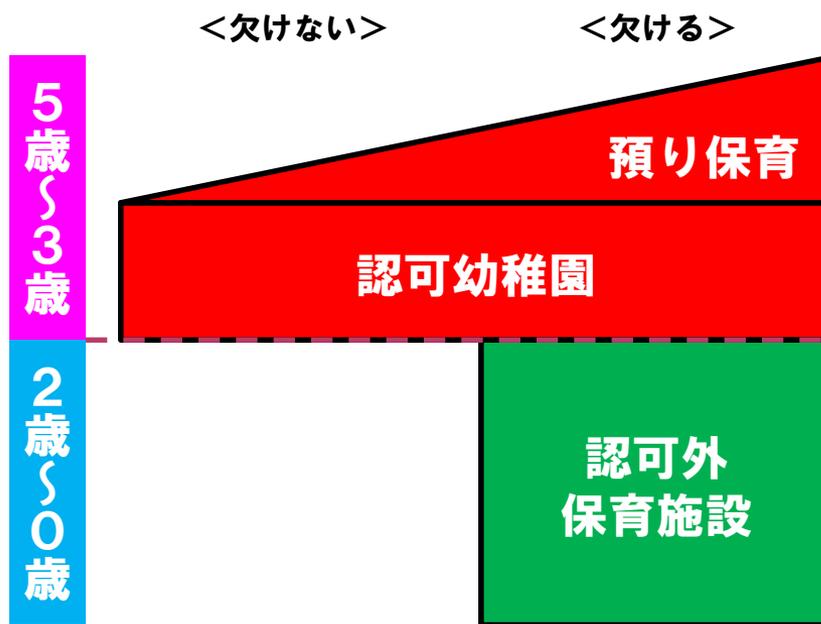
2. 幼稚園型認定こども園

並列型



幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

接続型



幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

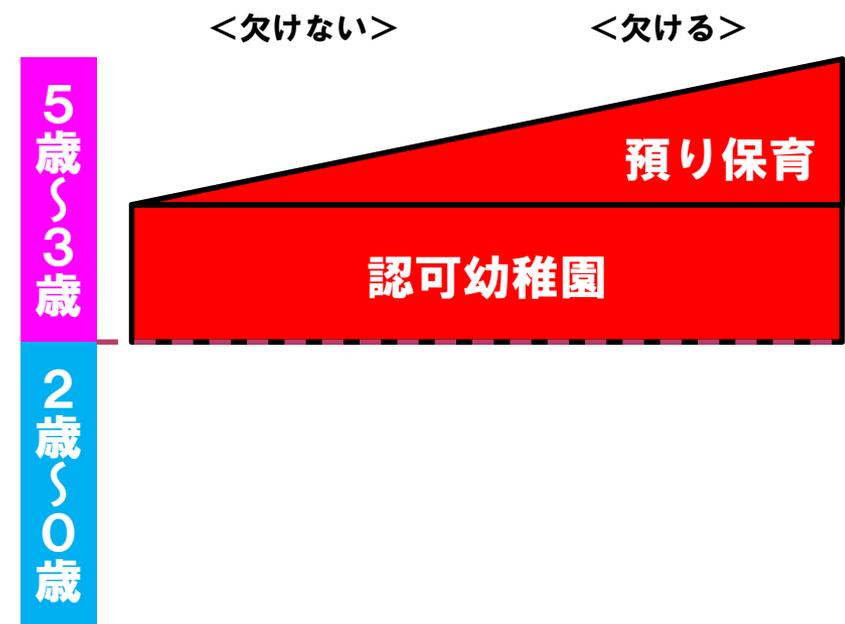


■ 現行制度の認定こども園の類型（3）

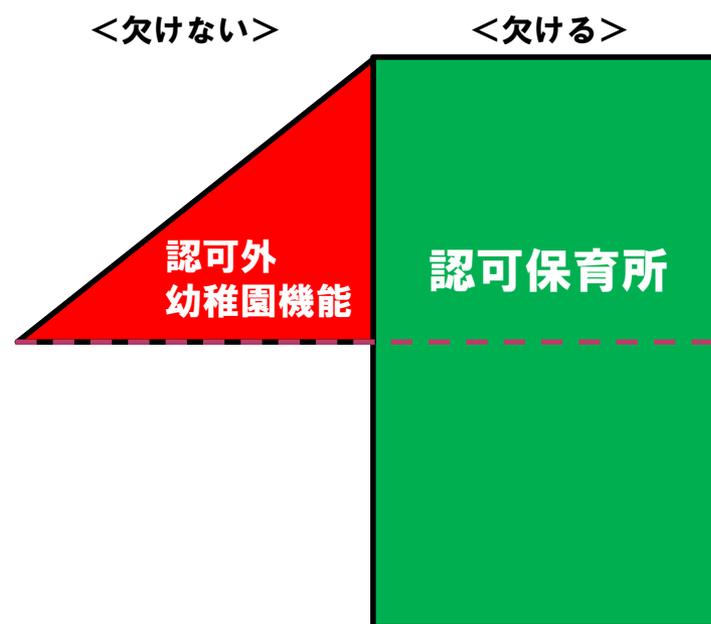
2. 幼稚園型認定こども園

3. 保育所型認定こども園

単独型



当該施設が幼稚園である場合であって、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に保育を行うこと。



当該施設が保育所である場合であって、保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し教育目標が達成されるよう保育を行うこと。



認定こども園にすることのメリット



利用者の視点から



1. 保護者の就労の有無に関わらず利用できる

保育所においては、第2子を出産し就業を中断すると、「保育に欠ける」状態ではなくなり、第1子が保育所を退所せざるを得なくなるような事態があるが、認定こども園となることで、「保育に欠ける・欠けない」に関わらず受け入れられるため、このような不都合は解消される。（子どもの健やかな育ちの中で、保護者の就労等の事情により退所を余儀なくされることで、慣れ親しんだ友だちとの関係を中断されたり、環境が変わることは好ましくないが、認定こども園では、こうした問題は解消できる）

2. 集団活動・異年齢交流を大切に子どもの集団を保ち、健やかな育ちを支援することができる

少子化の進行等により、子どもの数が減り集団が小規模化している地域にあっては、いわゆる「保育に欠ける・欠けない」との条件にとらわれることなく認定こども園化することにより、一定規模の集団を維持し、子どもの育ちの場を確保することができる。

3. 待機児童を解消するため、既存の幼稚園などを活用することができる

待機児童のいる市町村では、既存の保育所だけでは対応しきれず、また、新たに保育所を整備することも直ちには困難である場合もある。こうした時、幼稚園の空きスペースを活用して、待機児童の解消を図ることができる。（都市部での事情）



4. 充実した地域子育て支援事業で、子育て家庭を支援

認定こども園では、「地域の子育て支援」を必須の機能と位置づけられていることから、未就園の乳幼児やその保護者に対する支援策が充実する。





■ 認定こども園移行フローチャート

